

創薬・先端医療ワーキンググループ運営要領

創薬・先端医療ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

WGは、原則として公開とする。ただし、共同座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

2. 議事録等の公開について

共同座長は、議事の経過について、WGに出席した構成員等の確認を得て議事録を作成するものとする。

また、WGにおける議事録及び配布資料は、原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、共同座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

3. 雑則

この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、共同座長が定める。